

委 員 会 規 程

定款第49条に基づき、委員会規程を次のとおり定める。

第1条（委員会への所属）

正会員および賛助会員は、必ず次条のいずれかの委員会に所属（複数の委員会も可）し、協会事業の目的達成のために活動するものとする。なお、委員会の所属に関し、委員会毎の委員会所属人員数のバランス考慮することがある。委員会への所属期間は、所属後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

第2条（委員会の構成）

委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス委員会
- (2) 技術・研修委員会
- (3) 地域情報化委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 総務委員会
- (6) その他協会運営に必要な委員会

ただし、(6)の委員会の所属期間は協会運営に必要な期間とする。

第3条（委員会の組織）

委員会の組織は、次のとおりとする。

各委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

委員長は、委員会を招集するとともに、委員会を代表し、委員会を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

第4条（委員長、副委員長の選出および任期）

委員長および副委員長は理事（会長、副会長を除く）より選出し、理事会の議決を経て会長が指名する。委員長および副委員長の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。なお、委員長および副委員長は改選に際し、新委員長および新副委員長の就任までその任に当たる。

第5条（会長、副会長の役割）

前第2条の委員会について、会長および副会長は次の役割を担うものとする。

- (1) 会長は全委員会を統括管理する。

- (2) 副会長は担当委員会の遂行状況を管理し必要に応じて委員長に対して指導・助言するとともに、会長に現況等を報告するものとする。なお、担当委員会は理事会の議決を経て会長が指名する。

第6条（委員会の担当（分掌）事項）

各委員会の担当事項は次のとおりとする。

(1) ビジネス委員会

- ・ 会員相互の交流
- ・ 会員間の共同事業の推進
- ・ 共同受注の研究 など

(2) 技術・研修委員会

- ・ 会員の人材育成
- ・ 新技術研修等のセミナーの開催、運営 など

(3) 地域情報化委員会

- ・ 地域貢献事業
- ・ 産学官の交流
- ・ 産学官共同事業 など

(4) 広報委員会

- ・ 協会活動の広報
- ・ 協会ホームページの管理
- ・ 親睦会行事 など

(5) 総務委員会

- ・ 協会の運営統括(渉外、全体経理を含む)
- ・ 事業報告書、収支計算書、事業計画案、収支予算案等の作成
- ・ 新会員の獲得計画作成 など

(6) その他協会運営に必要な委員会

- ・ 委員会の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第7条（委員長合同会議）

各委員会の委員長は必要に応じて、合同の会議を開催することができる。

この合同会議は、各委員長または事務局が招集する。

第8条（理事会への報告）

各委員会の委員長は、担当事項の遂行状況を理事会へ書面により報告する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

（附則）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附記)

平成24年5月30日制定(理事会承認)